

資料解題

インターネットニュース情報サービス管理規定 — 互联网新闻信息服务管理规定 —

山本 賢二*

筆者は本誌『ジャーナリズム&メディア』9号((2016.3)の「資料解題」の「中国におけるオンラインニュース管理規定」(p.179-240)の中で中国の「オンラインニュース」に関する管理規定を概観した。これに続き、同11号(2018.3)では同じく「資料解題」で「中華人民共和国サイバーセキュリティ法」(p161-204)について論じた。

もとより、中国においてインターネットを通じて流される情報は国務院新聞弁公室と情報産業部によってつくられた行政法規の「インターネット情報サービス管理弁法」(「互联网信息服务管理办法」)と「インターネットニュース情報サービス管理規定」(「互联网新闻信息服务管理规定」)によって管理されてきた。

前者の「インターネット情報サービス管理弁法」は2000年9月25日に公布施行された。同「弁法」は2012年6月7日にその修正を目途とした「インターネット情報サービス管理弁法(修正草案意見聴取稿)」(「互联网信息服务管理办法(修订草案征求意见稿)」)が公示されたが、本稿執筆時点(2018年12月)においてもまだ「成案」として公布に至っていない。

一方、後者の「インターネットニュース情報サービス管理規定」は、2000年11月7日に公布施行された「インターネットウェブサイトニュース掲載業務従事管理暫定規定」(「互联网站从事登载新闻业务管理暂行规定」)の後、2005年9月25日に公布施行されていたが、2017年、新たな同名の「インターネットニュース情報サービス管理規定」として公布された。

この2017版「管理規定」は最後に「第二十九条 本規定は2017年6月1日より施行する。本規定が施行される前に公布された関連規定で本規定と一致しないものは、本規定により執行する。」としているだけで、これまでの2005年版の「管理規定」が廃止されたわけではない。

そして、この2017版「管理規定」は「サイバーセキュリティ法」(网络安全法)(以下「サイバー法」)が2016年11月7日に公布、2017年6月1日に施行されたのち、はじめて採択公布された関係法規であることに意味がある。いわば、「親規定」として「サイバー法」が公布施行されたことで、それに沿うように「管理規定」の内容が修正されたのである。

ここでは、2017年版「インターネットニュース情報サービス管理規定」を2005年版と比較しつつ紹介するものである。

なお、2017年版と2005年版の「インターネットニュース情報サービス管理規定」の日本語訳と中国語原文を後掲するが、2017年版は本学新聞学研究科在籍の陳晔、席珺琳、張如意、孫鑫鈺(武蔵野学院大学大学院国際コミュニケーション研究科博士後期課程在籍)、蔡昕悦が翻訳に当たり、蔡昕悦が整理した。2005年版は『ジャーナリズム&メディア』9号((2016.3)の「中国にお

*やまもと けんじ 日本大学法学部新聞学科 教授

けるオンラインニュース管理規定」(p.179-240)からの転載であるが、一部修正を加えている。

1. 制定の目的

2005年版「管理規定」が「第一条」に「インターネットニュース情報サービスを規範化」するために制定されたのに対し、2017版「管理規定」は「第一条」にあるように「インターネット情報内容の管理を強化」するために制定されたものである。

2. 所轄機関

所轄機関は2005年版は国务院新聞弁公室とその系列機関であったが、2017年版は2011年5月に新設された国家インターネット情報弁公室(国家互联网信息办公室)とその系列機関となっている。

3. ニュース情報の定義

2005年版は「第二条」にあるように「本規定のいうところのニュース情報とは、政治、経済、軍事、外交など社会の公共実務に関する報道、論評および社会の突発事件に関する報道、論評を含む時事政治類のニュース情報を指す。」としているのに対し、2017年版は同じく「第二条」に「本規定のいうところのニュース情報とは、政治、経済、軍事、外交等の社会の公共実務に関する報道、評論、及び社会突発事件に関する報道、評論を含む。」とあり、簡略化されているが、基本的には同じである。

4. インターネットニュース情報サービス単位

2005年版が「第五条」で「三種類」を挙げているのに対し、2017年版は「第五条」で「許可」対象となる「形式」を「インターネットサイト、アプリケーション、フォーラム、ミニブログ、パブリックアカウント、インスタントメッセージング、ライブネット配信等の形式を通じて、社会公衆にインターネットニュース情報サービスを提供するには、インターネットニュース情報サービス許可を得るべきであり、許可を得ずまたは許可範囲を超えてインターネットニュース情報サービスの活動を展開するのを禁止する。前款のいうところのインターネットニュース情報サービスとは、インターネットニュース情報の取材、編集、配信のサービス、転載サービス、通信プラットフォームのサービスを含む。」とし、多様化された通信手段に対応している。

5. 「許可」申請に必要な条件

2017年版は「第六条」に次の6項目を挙げている。

- (一) 中華人民共和国域内で法律に従い設立された法人。
- (二) 主要な責任者、編集長は中国の公民であること。
- (三) サービスに適応する専任のニュースを編集する人員、内容を審査する人員や技術を保障する人員を有すること。
- (四) 整ったインターネットニュース情報サービス管理制度をもつこと。
- (五) 整った情報安全管理制度や安全且つ制御可能な技術保障措置をもつこと。

(六) サービスに適応した場所、設備や資金をもつこと。

これに続き「インターネットニュース情報の取材、編集、配信サービスの許可を申請するには、報道単位（そのもち株会社を含む）または報道宣伝部門主管の単位であるべきである。」とし、2005年版の「第五条」「(二)」にあった「非報道単位・・・」は削除されている。

6. 外資との共同経営の禁止

「いかなる組織も中外合資経営、中外合作経営および外資経営のインターネットニュース情報サービス単位を設立することはできない。」という同じ文言で、2005年版は「第九条」、2017年版は「第七条」で共同経営の禁止を明記している。

7. 取材編集

2005年版は「第十六条 本規定第五条第一款第（一）項、第（二）項の規定するインターネットニュース情報サービス単位がニュース情報を転載し、あるいは公衆に時事政治類の記事情報を流す時には、中央の報道単位あるいは省、自治区、直轄市直属の報道単位によって発表されたニュース情報を転載すべきとともに、ニュースソースを明らかにすべきであり、もともとのニュース情報の内容を歪曲してはならない。本規定第五条第一款第（一）項、第（二）項の規定するインターネットニュース情報サービス単位が、自分で編集したニュース情報を掲載してはならない。」とある。

ニュース情報の「転載」のみが認められた「第五条」の「第一款第（一）項、第（二）項」は下記の「サービス単位」である。

(一) 報道単位が設立した当該単位がすでに掲載放送したものを超えたニュース情報を掲載し、時事政治類の電子掲示板サービスを提供し、公衆に時事政治類の記事情報を送るインターネットニュース情報サービス単位。

(二) 非報道単位が設立したニュース情報を転載し、時事政治類の電子掲示板サービスを提供し、公衆に時事政治類の記事情報を送るインターネットニュース情報サービス単位。

そして、同「第五条」「第（三）項」の下記の「サービス単位」のみ独自に編集したニュース情報を掲載することができるとされていた。

(三) 報道単位が設立した当該単位が掲載放送したニュース情報を掲載するインターネットニュース情報サービス単位

それに対し、2017年版は「第十一条」に「インターネットニュース情報サービス提供者は編集長を設置し、編集長がインターネットニュース情報の内容に対して全体責任を負うべきである。編集長の人選は、関連する業務の経験をもち、関連する条件に符合するとともに、国家または省、自治区、直轄市のインターネット情報弁公室に報告して記録に残すべきである。インターネットニュース情報サービスに関連する従業員は、法律に従い相応する資格を取得し、専門的な訓練、考課を受けるべきである。インターネットニュース情報サービスに関連する従業員がニュースの取材・編集の活動に従事するには、ニュースの取材・編集人員の職業資格を備え、国家新聞出版ラジオテレビ総局によって統一的に発行される新聞記者証をもつべきである。」と明記している。ここでは取材・編集にあたって責任者として「編集長」を置くことと「新聞記者証」を持つことが義務付けられている。中国においては「新聞記者証」がなければ取材・編集ができないので、インターネット

ニュース情報サービス単位にそれを所持する者の取材・編集が認められたということである。

8. 実名制

2017年版は「第十三条」に「インターネットニュース情報サービス提供者がユーザーにインターネットニュース情報発信プラットフォームサービスを提供するには、『中華人民共和国サイバーセキュリティ法』の規定に基づき、ユーザーに真実の身分情報を提供するように要求しなければならない。ユーザーが真実の身分情報を提供しない場合、インターネットニュース情報サービス提供者は関連するサービスを提供してはならない。・・・」とある。

その「サイバー法」は「第24条」に「ネットワーク運営者はユーザーのためにネットワーク接続、アカウント名登録を処理、固定電話、携帯電話のネットワーク加入手続きを処理したり、あるいはユーザーのために情報配信、インスタントメッセージなどのサービスを提供する上で、ユーザーと取り決めに調印、あるいは提供するサービスを確認するとき、ユーザーに真実の身分情報の提供を要求すべきである。ユーザーが真実の身分情報を提供しない場合、ネットワーク運営者はそれに関係サービスを提供することができない。」と規定している。

9. 掲載禁止内容項目

2005年版は「第十九条」で次の11項目を挙げている。

- (一) 憲法が確定したところの基本原則に違反するもの。
- (二) 国家の安全に危害を与える、国家秘密を漏洩する、国家政権を転覆する、国家の統一を破壊するもの。
- (三) 国家の荣誉と利益を損うもの。
- (四) 民族敵視、民族差別を煽動し、民族団結を破壊するもの。
- (五) 国家の宗教政策を破壊し、邪教と封建迷信を宣揚するもの。
- (六) デマを散布し、社会秩序を乱し、社会の安定を破壊するもの。
- (七) 猥褻、色情、賭博、暴力、殺人、恐怖を散布あるいは犯罪を教唆するもの。
- (八) 他人を侮辱、誹謗あるいは他人の合法的權益を侵害するもの。
- (九) 不法な集会、結社、デモ、示威を煽動し、民衆を集めて社会秩序を乱すもの。
- (十) 不法な民間組織の名によって活動を行うもの。
- (十一) 法律、行政法規が禁止するその他の内容を含むもの。

これに対し、2017年版は「第十六条」に「インターネットニュース情報サービス提供者及びユーザーは法律や行政法規の禁止する情報内容を作成、複製、発信、伝播してはならない。」とあるだけである。

この「法律や行政法規の禁止する情報内容」には、上掲の2005年版の禁止事項や下記の「サイバー法」の「第12条 …… 如何なる個人や組織もネットワーク使用には、憲法法律を遵守、公共秩序を遵守、社会公德を尊重しなければならず、サイバーセキュリティに危害を及ぼしてはならず、ネットワークを利用して国家の安全、荣誉と利益に危害を及ぼし、国家政権転覆、社会主義制度ひっくり返すことを煽動し、国家分離、国家統一破壊を煽動、テロリズム、過激主義を宣揚、民族怨恨、民族蔑視を宣揚、暴力、猥褻色情情報を伝播、虚偽情報をねつ造、伝播させ経済

秩序と社会秩序を混乱させたり、他人の名誉、プライバシー、知的財産権とその他の合法的權益を侵害するなどの活動に従事してはならない。」が当然含まれる。

10. 監督

2017年版の「第二十一条」には「国家と地方のインターネット情報弁公室は、インターネットニュース情報サービスのインターネット信用ファイルを作成し、ブラックリスト制度と聴取制度を確立すべきである。国家インターネット情報弁公室は、国务院の電気通信、公安、報道出版ラジオテレビなどの部門との情報共有のメカニズムを確立し、業務連絡と協調協力を強化し、法律に従い共同法執行などその他の特別監督点検活動を行う。」とあり、「公安」との協力を明記した。

これは「サイバー法」の「第8条 国家ネットワーク情報部門はサイバーセキュリティー工作と関係監督管理工作を統括調整する責任を負う。国务院電信主管部門、公安部門とその他の関係機関は本法と関係法律、行政法規の規定に合わせて、各自の職責の範囲内でサイバーセキュリティーの保護と監督管理工作の責任を負う。県級以上の地方人民政府の関係部門のサイバーセキュリティーの保護と監督管理の職責は、国家の関係規定に合わせて確定する。」が反映されたものである。

資料

2017年版「インターネットニュース情報サービス管理規定」

(日本語訳)

「インターネットニュース情報サービス管理規定」はすでに国家インターネット情報弁公室の室務会議により審議、採択されたので、現在公布し、2017年6月1日より施行する。

主任 徐麟

2017年5月2日

インターネットニュース情報サービス管理規定

第一章 総則

第一条 インターネット情報内容の管理を強化し、インターネットニュース情報サービスを健全かつ秩序だつて発展させることを促進するため、「中華人民共和国サイバーセキュリティー法」、「インターネット情報サービス管理法」、「国务院の国家インターネット情報弁公室に権限を授け、インターネット情報内容の管理工作に責任を負わせることに関する通知」に基づき、本規定を制定する。

第二条 中華人民共和国域内でインターネットニュース情報サービスを提供するには、本規定を適用する。

本規定のいうところのニュース情報とは、政治、経済、軍事、外交等の社会の公共実務に関する報道、評論、及び社会突発事件に関する報道、評論を含む。

第三条 インターネットニュース情報サービスを提供するには、憲法、法律や行政法規を遵守し、人民に奉仕し、社会主義に奉仕するという方向を堅持し、正しい輿論の誘導を堅持し、輿論監督の役割を発揮し、積極且つ健全、向上且つ善に向かうというサイバーカルチャーの形成を促進し、国家利益や公共利益を擁護すべきである。

第四条 国家インターネット情報弁公室は全国のインターネットニュース情報サービスの監督、管理、法執行活動の責任を負う。地方インターネット情報弁公室は職責に基づき、当該行政域内のインターネットニュース情報サービスの監督、管理、法執行活動の責任を負う。

第二章 許可

第五条 インターネットサイト、アプリケーション、フォーラム、ミニブログ、パブリックアカウント、インスタントメッセージング、ライブネット配信等の形式を通じて、社会公衆にインター

ネットニュース情報サービスを提供するには、インターネットニュース情報サービス許可を得るべきであり、許可を得ずまたは許可範囲を超えてインターネットニュース情報サービスの活動を展開するのを禁止する。

前款のいうところのインターネットニュース情報サービスとは、インターネットニュース情報の取材、編集、配信のサービス、転載サービス、通信プラットフォームのサービスを含む。

第六条 インターネットニュース情報サービスの許可を申請するには、以下の条件を備えるべきである。

- (一) 中華人民共和国域内で法律に従い設立された法人。
- (二) 主要な責任者、編集長は中国の公民であること。
- (三) サービスに適応する専任のニュースを編集する人員、内容を審査する人員や技術を保障する人員を有すること。
- (四) 整ったインターネットニュース情報サービス管理制度をもつこと。
- (五) 整った情報安全管理制度や安全且つ制御可能な技術保障措置をもつこと。
- (六) サービスに適応した場所、設備や資金をもつこと。

インターネットニュース情報の取材、編集、配信サービスの許可を申請するには、報道単位（そのもち株会社を含む）または報道宣伝部門主管の単位であるべきである。

条件に符合するインターネットニュース情報サービスの提供者は、特殊な管理株所有権制度を実行するが、具体的な実施弁法は国家インターネット情報弁公室により、別に定められる。

さらに、インターネットニュース情報サービスを提供するには、法律に従い、電信主管部門にインターネット情報サービスの許可または報告して記録に残す手続きを行うべきである。

第七条 いかなる組織も中外合資経営、中外合作経営および外資経営のインターネットニュース情報サービス単位を設立することはできない。

インターネットニュース情報サービス単位が域内外合資経営、中外合作経営および外資経営の企業とインターネットニュース情報サービス業務に関係する合作を進めるには、国家インターネット情報弁公室に報告して、セキュリティ評価を得るべきである。

第八条 インターネットニュース情報サービス提供者の取材・編集業務と経營業務は分離されるべきであり、非公有資本がインターネットニュース情報の取材・編集業務に介入してはならない。

第九条 インターネットニュース情報サービス許可を申請するには、申請の主体が中央の報道単位（そのもち株単位を含む）または中央の報道宣伝主管の単位の場合は、国家インターネット情報弁公室により、受理され決定される；申請の主体が地方の報道単位（そのもち株会社を含む）または地方の報道宣伝主管部門の単位の場合は、省、自治区、直轄市のインターネット情報弁公室により、受理され決定される；申請の主体がその他の単位の場合は、所在地の省、自治区、直轄市のインターネット情報弁公室によって受理され、初歩的に審査を受けた後、国家インターネット情報弁公室により、決定される。

国家または省、自治区、直轄市のインターネット情報弁公室が承認を決定したものには、「インターネットニュース情報サービス許可証」を発行する。「インターネットニュース情報サービス許可証」の有効期限は三年とする。有効期限が満了し、引き続きインターネットニュース情報サービス活動に従事する必要があるものは、有効期限満了の30日前までに、業務の継続を申請すべきである。

省、自治区、直轄市のインターネット情報弁公室は定期的に国家インターネット情報弁公室に許可の受理と決定の状況を報告すべきである。

第十条 インターネットニュース情報サービス許可を申請するには、下記の資料を提供すべきである。

- (一) 主要な責任者、編集長が中国公民であることの証明；
- (二) 専任のニュース編集人員、内容を審査する人員や技術を保障する人員の資質状況；
- (三) インターネットニュース情報サービスの管理制度；
- (四) 情報安全管理制度と技術保障措置；
- (五) インターネットニュース情報サービスセキュリティ評価報告；
- (六) 法人の資格、場所、資金および株式保有構造などの証明；
- (七) 法律法規に規定されたその他の資料。

第三章 運営

第十一条 インターネットニュース情報サービス提供者は編集長を設置し、編集長がインターネットニュース情報の内容に対して全体責任を負うべきである。編集長の人選は、関連する業務の経験をもち、関連する条件に符合するとともに、国家または省、自治区、直轄市のインターネット情報弁公室に報告して記録に残すべきである。

インターネットニュース情報サービスに関連する従業員は、法律に従い相応する資格を取得し、専門的な訓練、考課を受けるべきである。インターネットニュース情報サービスに関連する従業員がニュースの取材・編集の活動に従事するには、ニュースの取材・編集人員の職業資格を備え、国家新聞出版ラジオテレビ総局によって統一的に発行される新聞記者証をもつべきである。

第十二条 インターネットニュース情報サービス提供者は、情報配信の審査、公共情報のパトロール、応急措置などの情報セキュリティ管理制度を整え、安全かつ制御可能な技術保障措置を備えるべきである。

第十三条 インターネットニュース情報サービス提供者がユーザーにインターネットニュース情報発信プラットフォームサービスを提供するには、「中華人民共和国サイバーセキュリティ法」の規定に基づき、ユーザーに真実の身分情報を提供するように要求しなければならない。ユーザーが真実の身分情報を提供しない場合、インターネットニュース情報サービス提供者は関連するサービスを提供してはならない。

インターネットニュース情報サービス提供者はユーザーの身分情報や日誌情報を守秘する義務があり、情報の漏れ・改ざん・棄損をしてはならず、販売や他人に不法提供してはならない。

インターネットニュース情報サービス提供者及びその従業員は、ニュース情報を編集、発信、転載、削除、またはニュース情報の開示や検索結果に干与するなどの手段で不当な利益を得てはならない。

第十四条 インターネットニュース情報サービス提供者がインターネットニュース情報発信プラットフォームサービスを提供するには、当該プラットフォームに登録しているユーザーと取決めに調印し、双方の権利と義務を明確すべきである。

公式アカウントを開設するユーザーに対して、インターネットニュース情報サービス提供者はそのアカウント情報、サービス資格やサービス範囲などの情報を審査するとともに、所在の省、自治区、あるいは直轄市のインターネット情報弁公室へ報告して記録に残すべきである。

第十五条 インターネットニュース情報サービス提供者がニュース情報を転載する際、中央または省、自治区、直轄市直属の新聞単位など国家によって規定された範囲内の単位で発表されたニュース情報を転載し、ニュース情報ソース、原作者、元のタイトル、編集者の実名などを明記し、タイトルの本来の意味やニュース情報内容を歪曲し、改ざんしてはならず、合わせてニュース情報ソースを遡ることができることを保証すべきである。

インターネットニュース情報サービス提供者がニュース情報を転載するには、著作権関連の法律や法規を遵守し、著作権者の合法的権益を保護すべきである。

第十六条 インターネットニュース情報サービス提供者及びユーザーは法律や行政法規の禁止する情報内容を作成、複製、発信、伝播してはならない。

インターネットニュース情報サービス提供者がサービスを提供する過程で、本規定の第三条または前項の規定に含まれている内容に違反したものを発見した場合、直ちに法に従い当該情報の送信を停止させ、削除などの措置をとり、関連記録を保存し、合わせて関係主管部門に報告すべきである。

第十七条 インターネットニュース情報サービス提供者が主要責任者、編集長、主管単位、株式保有構造など、許可条件に影響する重要な事項を変更するには、元の許可機関に変更手続きを行うべきである。

インターネットニュース情報サービス提供者が新技術を応用し、報道輿論の属性または社会動員能力を備えた応用機能を調整、増設するには、国家または省、自治区、直轄市のインターネット情報弁公室に報告し、インターネットニュース情報サービスセキュリティ評価を行うべきである。

第十八条 インターネットニュース情報サービス提供者は、目立つ場所にインターネットニュース情報サービス許可証番号を明示すべきである。

インターネットニュース情報サービス提供者は、社会的監督を自覚的に受け入れ、社会の苦情摘

発ルートを確立し、利便さのある苦情摘発受付を設置し、適時に公衆の苦情摘発を処理すべきである。

第四章 監督点検

第十九条 国家と地方のインターネット情報弁公室は、日常点検と定期点検を組み合わせた監督管理制度を打ち立て、法律に従いインターネットニュース情報サービスの活動に対し監督、点検を実施すべきであり、関係単位と個人はこれに協力すべきである。

国家と地方のインターネット情報弁公室は、法執行人員の資格管理制度を整えるべきである。法執行人員は、法執行活動を行う際、法律に従い法執行証明書を提示すべきである。

第二十条 いかなる組織や個人も、インターネットニュース情報サービス提供者に本規定に違反した行為を発見したならば、それを国家と地方のインターネット情報弁公室に摘発することができる。

国家と地方のインターネット情報弁公室は、社会に摘発受理方法を公開すべきであり、摘発を受けた後は、法律に従い処理すべきである。インターネットニュース情報サービス提供者はこれに協力すべきである。

第二十一条 国家と地方のインターネット情報弁公室は、インターネットニュース情報サービスのインターネット信用ファイルを作成し、ブラックリスト制度と聴取制度を確立すべきである。

国家インターネット情報弁公室は、國務院の電気通信、公安、報道出版ラジオテレビなどの部門との情報共有のメカニズムを確立し、業務連絡と協調協力を強化し、法律に従い共同法執行などその他の特別監督点検活動を行う。

第五章 法的責任

第二十二条 本規定の第五条に違反して、許可なくまたは免許の範囲を超えて、インターネットニュース情報サービス活動を行った場合、国家と省、自治区、直轄市のインターネット情報弁公室によって、職責に基づき、関係サービス活動の停止を命じられ、一万元以上三万元以下の罰金に処する。

第二十三条 インターネットニュース情報サービス提供者で、運営過程の中で許可条件と合致しないようになったものは、許可を与えた期限内に訂正が命じられる。この期限が過ぎても依然として合致しない場合は、ニュース情報の更新を一時停止される。「インターネットニュース情報サービス許可書」の有効期限の満了が依然として許可の条件を合致しない場合、許可書は更新されない。

第二十四条 インターネットニュース情報サービス提供者で、本規定の第七条の第二款、第八条、第十一条、第十二条、第十三条の第三款、第十四条、第十五条の第一款、第十七条、又第十八

条は、国家と地方のインターネット情報弁公室によって職責警告を与えて、期限内の訂正を命じられる。情状が重大又は訂正を拒否した場合、ニュース情報の更新を一時停止され、五千元以上三万元以下の罰金に処する。犯罪を構成するものは、法律に従って調刑事責任を追究する。

第二十五条 インターネットニュース情報サービスの提供者で本規定の第三条、第十六条の第一款、第十九条の第一款、第二十条の第二款の規定に違反したのものには、国家と地方のインターネット情報弁公室が職責によって警告を与え、期限内の是正が命じられる。情状が重大または是正を拒否したのものには、ニュース情報の更新を一時停止し、二万元以上三万元以下の罰金に処する。犯罪を構成するものには、法律に従い刑事責任を追究する。

第二十六条 インターネットニュース情報サービスの提供者で本規定の第十三条の第一款、第十六条の第二款に違反したのものには、国家と地方のインターネット情報弁公室が「中華人民共和国サイバーセキュリティ法」の規定に基づき処理される。

第六章 附則

第二十七条 本規定のいうところの報道単位とは、法律に従い設立された新聞雑誌社、ラジオ局、テレビ局、通信社およびニュース映画製作所を指す。

第二十八条 本規定に違反し、同時にインターネット情報サービス管理規定に違反したものは、国家と地方のインターネット情報弁公室が本規定により処理した後、電気通信の主管部門に委ねて法律に従い処置する。

国家にインターネットの視聴番組サービス、ネット出版サービスなどに対して別に規定がある場合、同時にその規定に符合させるべきである。

第二十九条 本規定は2017年6月1日より施行する。本規定が施行される前に公布された関連規定で本規定と一致しないものには、本規定により執行する。

翻訳者：孫鑫钰 陳晔 席珺琳 張如意 整理：蔡昕悦

(中国語原文)

《互联网新闻信息服务管理规定》已经国家互联网信息办公室室务会议审议通过，现予公布，自2017年6月1日起施行。

主任 徐麟

2017年5月2日

互联网新闻信息服务管理规定

第一章 总则

第一条 为加强互联网信息内容管理，促进互联网新闻信息服务健康有序发展，根据《中华人民共和国网络安全法》《互联网信息服务管理办法》《国务院关于授权国家互联网信息办公室负责互联网信息内容管理工作的通知》，制定本规定。

第二条 在中华人民共和国境内提供互联网新闻信息服务，适用本规定。

本规定所称新闻信息，包括有关政治、经济、军事、外交等社会公共事务的报道、评论，以及有关社会突发事件的报道、评论。

第三条 提供互联网新闻信息服务，应当遵守宪法、法律和行政法规，坚持为人民服务、为社会主义服务的方向，坚持正确舆论导向，发挥舆论监督作用，促进形成积极健康、向上向善的网络文化，维护国家利益和公共利益。

第四条 国家互联网信息办公室负责全国互联网新闻信息服务的监督管理执法工作。地方互联网信息办公室依据职责负责本行政区域内互联网新闻信息服务的监督管理执法工作。

第二章 许可

第五条 通过互联网站、应用程序、论坛、博客、微博客、公众账号、即时通信工具、网络直播等形式向社会公众提供互联网新闻信息服务，应当取得互联网新闻信息服务许可，禁止未经许可或超越许可范围开展互联网新闻信息服务活动。

前款所称互联网新闻信息服务，包括互联网新闻信息采编发布服务、转载服务、传播平台服务。

第六条 申请互联网新闻信息服务许可，应当具备下列条件：

- (一) 在中华人民共和国境内依法设立的法人；
- (二) 主要负责人、总编辑是中国公民；
- (三) 有与服务相适应的专职新闻编辑人员、内容审核人员和技术保障人员；
- (四) 有健全的互联网新闻信息服务管理制度；

(五) 有健全的信息安全管理制度和安全可控的技术保障措施；

(六) 有与服务相适应的场所、设施和资金。

申请互联网新闻信息采编发布服务许可的，应当是新闻单位（含其控股的单位）或新闻宣传部门主管的单位。

符合条件的互联网新闻信息服务提供者实行特殊管理股制度，具体实施办法由国家互联网信息办公室另行制定。

提供互联网新闻信息服务，还应当依法向电信主管部门办理互联网信息服务许可或备案手续。

第七条 任何组织不得设立中外合资经营、中外合作经营和外资经营的互联网新闻信息服务单位。

互联网新闻信息服务单位与境内外中外合资经营、中外合作经营和外资经营的企业进行涉及互联网新闻信息服务业务的合作，应当报经国家互联网信息办公室进行安全评估。

第八条 互联网新闻信息服务提供者的采编业务和经营业务应当分开，非公有资本不得介入互联网新闻信息采编业务。

第九条 申请互联网新闻信息服务许可，申请主体为中央新闻单位（含其控股的单位）或中央新闻宣传部门主管的单位的，由国家互联网信息办公室受理和决定；申请主体为地方新闻单位（含其控股的单位）或地方新闻宣传部门主管的单位的，由省、自治区、直辖市互联网信息办公室受理和决定；申请主体为其他单位的，经所在地省、自治区、直辖市互联网信息办公室受理和初审后，由国家互联网信息办公室决定。

国家或省、自治区、直辖市互联网信息办公室决定批准的，核发《互联网新闻信息服务许可证》。《互联网新闻信息服务许可证》有效期为三年。有效期届满，需继续从事互联网新闻信息服务活动的，应当于有效期届满三十日前申请续办。

省、自治区、直辖市互联网信息办公室应当定期向国家互联网信息办公室报告许可受理和决定情况。

第十条 申请互联网新闻信息服务许可，应当提交下列材料：

(一) 主要负责人、总编辑为中国公民的证明；

(二) 专职新闻编辑人员、内容审核人员和技术保障人员的资质情况；

- (三) 互联网新闻信息服务管理制度；
- (四) 信息安全管理和技术保障措施；
- (五) 互联网新闻信息服务安全评估报告；
- (六) 法人资格、场所、资金和股权结构等证明；
- (七) 法律法规规定的其他材料。

第三章 运行

第十一条 互联网新闻信息服务提供者应当设立总编辑，总编辑对互联网新闻信息内容负总责。总编辑人选应当具有相关从业经验，符合相关条件，并报国家或省、自治区、直辖市互联网信息办公室备案。

互联网新闻信息服务相关从业人员应当依法取得相应资质，接受专业培训、考核。互联网新闻信息服务相关从业人员从事新闻采编活动，应当具备新闻采编人员职业资格，持有国家新闻出版广电总局统一颁发的新闻记者证。

第十二条 互联网新闻信息服务提供者应当健全信息发布审核、公共信息巡查、应急处置等信息安全管理制度，具有安全可控的技术保障措施。

第十三条 互联网新闻信息服务提供者为用户提供互联网新闻信息传播平台服务，应当按照《中华人民共和国网络安全法》的规定，要求用户提供真实身份信息。用户不提供真实身份信息的，互联网新闻信息服务提供者不得为其提供相关服务。

互联网新闻信息服务提供者对用户身份信息和日志信息负有保密的义务，不得泄露、篡改、毁损，不得出售或非法向他人提供。

互联网新闻信息服务提供者及其从业人员不得通过采编、发布、转载、删除新闻信息，干预新闻信息呈现或搜索结果等手段谋取不正当利益。

第十四条 互联网新闻信息服务提供者提供互联网新闻信息传播平台服务，应当与在其平台上注册的用户签订协议，明确双方权利义务。

对用户开设公众账号的，互联网新闻信息服务提供者应当审核其账号信息、服务资质、服务范围等信息，并向所在地省、自治区、直辖市互联网信息办公室分类备案。

第十五条 互联网新闻信息服务提供者转载新闻信息，应当转载中央新闻单位或省、自治区、直辖市直属新闻单位等国家规定范围内的单位发布的新闻信息，注明新闻信息来源、原作者、原标题、编辑真实姓名等，不得歪曲、篡改标题原意和新闻信息内容，并保证新闻信息来源可追溯。

互联网新闻信息服务提供者转载新闻信息，应当遵守著作权相关法律法规的规定，保护著作权人的合法权益。

第十六条 互联网新闻信息服务提供者和用户不得制作、复制、发布、传播法律、行政法规禁止的信息内容。

互联网新闻信息服务提供者提供服务过程中发现含有违反本规定第三条或前款规定内容的，应当依法立即停止传输该信息、采取删除等处置措施，保存有关记录，并向有关主管部门报告。

第十七条 互联网新闻信息服务提供者变更主要负责人、总编辑、主管单位、股权结构等影响许可条件的重大事项，应当向原许可机关办理变更手续。

互联网新闻信息服务提供者应用新技术、调整增设具有新闻舆论属性或社会动员能力的应用功能，应当报国家或省、自治区、直辖市互联网信息办公室进行互联网新闻信息服务安全评估。

第十八条 互联网新闻信息服务提供者应当在明显位置明示互联网新闻信息服务许可证编号。

互联网新闻信息服务提供者应当自觉接受社会监督，建立社会投诉举报渠道，设置便捷的投诉举报入口，及时处理公众投诉举报。

第四章 监督检查

第十九条 国家和地方互联网信息办公室应当建立日常检查和定期检查相结合的监督管理制度，依法对互联网新闻信息服务活动实施监督检查，有关单位、个人应当予以配合。

国家和地方互联网信息办公室应当健全执法人员资格管理制度。执法人员开展执法活动，应当依法出示执法证件。

第二十条 任何组织和个人发现互联网新闻信息服务提供者有违反本规定行为的，可以向国家和地方互联网信息办公室举报。

国家和地方互联网信息办公室应当向社会公开举报受理方式，收到举报后，应当依法予以处置。互联网新闻信息服务提供者应当予以配合。

第二十一条 国家和地方互联网信息办公室应当建立互联网新闻信息服务网络信用档案，建立失信黑名单制度和约谈制度。

国家互联网信息办公室会同国务院电信、公安、新闻出版广电等部门建立信息共享机制，加强工作沟通和协作配合，依法开展联合执法等专项监督检查活动。

第五章 法律责任

第二十二条 违反本规定第五条规定，未经许可或超越许可范围开展互联网新闻信息服务活动的，由国家和省、自治区、直辖市互联网信息办公室依据职责责令停止相关服务活动，处一万元以上三万元以下罚款。

第二十三条 互联网新闻信息服务提供者运行过程中不再符合许可条件的，由原许可机关责令限期改正；逾期仍不符合许可条件的，暂停新闻信息更新；《互联网新闻信息服务许可证》有效期届满仍不符合许可条件的，不予换发许可证。

第二十四条 互联网新闻信息服务提供者违反本规定第七条第二款、第八条、第十一条、第十二条、第十三条第三款、第十四条、第十五条第一款、第十七条、第十八条规定的，由国家和地方互联网信息办公室依据职责给予警告，责令限期改正；情节严重或拒不改正的，暂停新闻信息更新，处五千元以上三万元以下罚款；构成犯罪的，依法追究刑事责任。

第二十五条 互联网新闻信息服务提供者违反本规定第三条、第十六条第一款、第十九条第一款、第二十条第二款规定的，由国家和地方互联网信息办公室依据职责给予警告，责令限期改正；情节严重或拒不改正的，暂停新闻信息更新，处二万元以上三万元以下罚款；构成犯罪的，依法追究刑事责任。

第二十六条 互联网新闻信息服务提供者违反本规定第十三条第一款、第十六条第二款规定的，由国家和地方互联网信息办公室根据《中华人民共和国网络安全法》的规定予以处理。

第六章 附则

第二十七条 本规定所称新闻单位，是指依法设立的报刊社、广播电台、电视台、通讯社和新闻电影制片厂。

第二十八条 违反本规定，同时违反互联网信息服务管理规定的，由国家和地方互联网信息办公室根据本规定处理后，转由电信主管部门依法处置。

国家对互联网视听节目服务、网络出版服务等另有规定的，应当同时符合其规定。

第二十九条 本规定自 2017 年 6 月 1 日起施行。本规定施行之前颁布的有关规定与本规定不一致的，按照本规定执行。

(参考)

2005年版「インターネットニュース情報サービス管理規定」

(日本語訳)

「インターネットニュース情報サービス管理規定」現在公布し、公布の日より施行する。

国务院新聞弁公室主任 蔡武
情報産業部部長 王旭东
二〇〇五年九月二十五日

インターネットニュース情報サービス管理規定

第一章 総 則

第一条 インターネットニュース情報サービスを規範化し、公衆のインターネットニュース情報に対する需要を満足させ、国家の安全と公共の利益を守り、インターネットニュース単位の合法的権益を保護し、インターネットニュース情報サービスが健全、かつ秩序だつて発展させることを促進するため、本弁法を制定する。

第二条 中華人民共和国域内でインターネットニュース情報サービスに従事するには本規定を遵守すべきである。

本規定のいうところのニュース情報とは、政治、経済、軍事、外交など社会の公共実務に関する報道、論評および社会の突発事件に関する報道、論評を含む時事政治類のニュース情報を指す。

本規定のいうところのインターネットニュース情報サービスとは、インターネットを通じてニュース情報を掲載し、時事政治類の電子掲示板サービスを提供し、公衆に向けて時事政治類の記事情報を送ることを含む。

第三条 インターネットニュース情報サービス単位がインターネット情報サービスに従事するには、憲法、法律および法規を遵守し、人民に奉仕し、社会主義に奉仕するという方向を堅持し、正しい世論の誘導を堅持し、国家の利益と公共の利益を守るべきである。

国家はインターネットニュース情報サービス単位が民族の素養を向上させ、経済発展を推進し、社会の進歩を促すことに有益で健全な文化的ニュース情報を伝播させるよう励ます。

第四条 国务院新聞弁公室は全国のインターネットニュース情報サービスの監督管理業務を主管する。省、自治区、直轄市の人民政府新聞弁公室は当該行政区域内のインターネットニュース情報サービスの監督管理業務の責任を負う。

第二章 インターネットニュース情報サービス単位の設立

第五条 インターネットニュース情報サービス単位は下記の三種類に分けられる。

(一) 報道単位が設立した当該単位がすでに掲載放送したものを超えたニュース情報を掲載し、時事政治類の電子掲示板サービスを提供し、公衆に時事政治類の記事情報を送るインターネットニュース情報サービス単位。

(二) 非報道単位が設立したニュース情報を転載し、時事政治類の電子掲示板サービスを提供し、公衆に時事政治類の記事情報を送るインターネットニュース情報サービス単位。

(三) 報道単位が設立した当該単位が掲載放送したニュース情報を掲載するインターネットニュース情報サービス単位。

『確かに残すことが必要な行政審査承認項目の設定する行政許可に対する国务院決定』と関係する行政法規に基づいて前款第(一)項、第(二)項の規定するインターネットニュース情報サービス単位を設立するには、国务院新聞弁公室の審査承認を経るべきである。

本条第一款第(三)項の規定するインターネットニュース情報サービス単位を設立するには、国务院新聞弁公室あるいは省、自治区、直轄市の人民政府新聞弁公室に届出すべきである。

第六条 報道単位と非報道単位が合作によってインターネットニュース情報サービス単位を設立するのに、報道単位が有する株式が51%を下回らないものを報道単位が設立するインターネットニュース情報サービス単位と見なす。報道単位が有する株式が51%を下回るものを非報道単位が設立するインターネットニュース情報サービス単位と見なす。

第七条 本規定第五条第一款第(一)項の規定するインターネットニュース情報サービスの単位を設立するには、下記の条件を備えるべきである。

(一) 健全なインターネットニュース情報サービス管理規則制度を有する。

(二) 報道単位においてニュース業務に3年以上従事した専従ニュース編集人員を5名以上有する。

(三) 必要な場所、設備および資金があり、資金の出処が合法的である。

前款の規定するインターネットニュース情報サービス単位を設立、申請できる機関は、中央の報道単位、省、自治区、直轄市直属の報道単位、および省、自治区人民政府所在地の市直属報道単位であるべきである。

本条第一款の規定するインターネットニュース情報サービス単位の設立を審査承認するには、本条が規定する条件に合わせるべきであるほかに、国务院新聞弁公室のインターネットニュース情報サービス業種の発展についての総量、構造、部署の要求にも合致させるべきである。

第八条 本規定第五条第一款第(二)項の規定するインターネットニュース情報サービス単位を設立するには、本規定第七条第一款第(一)項、第(三)項の規定する条件に合わせるべきであるほかに、専従ニュース編集人員を10名以上有するべきである。そのうち、報道単位で3年以上ニュース業務に従事したニュース編集人員は5名を下回らない。

前款の規定するインターネットニュース情報サービス単位の設立を申請できる組織は、法律に従って設立されて2年以上インターネットニュース情報サービスに従事してきた法人で、あわせて最近の2年間において関連するインターネットニュース情報サービス管理に関する法律、法規、規則の規定に違反して行政処罰を受けていないものである。申請組織は企業法人であって、登記資本金が1,000万人民元を下回らないべきである。

本条第一款の規定するインターネットニュース情報サービス単位の設立を審査承認するには、本条が規定する条件にあわせるべきであるほかに、國務院新聞弁公室のインターネットニュース情報サービス業種の発展についての総量、構造、部署の要求にも合致させるべきである。

第九条 いかなる組織も中外合資経営、中外合作経営および外資経営のインターネットニュース情報サービス単位を設立することはできない。

インターネットニュース情報サービス単位が域内外合資経営、中外合作経営および外資経営の企業とインターネットニュース情報サービス業務に関する合作を進めるには、國務院新聞弁公室に報告して、安全評価を得るべきである。

第十条 本規定第五条第一款第（一）項、第（二）項の規定するインターネットニュース情報サービス単位の設立を申請するには、申請登記表に記入とともに、下記の資料を提供すべきである。

- （一）インターネットニュース情報サービス管理規則制度
- （二）場所の所有権証明あるいは使用権証明と資金の出処、金額証明
- （三）ニュース編集人員の従業資格証明

本規定第五条第一款第（一）項の規定するインターネットニュース情報サービス単位の設立を申請する機関は、報道単位資質証明も提出すべきである。本規定第五条第一款第（二）項の規定するインターネットニュース情報サービス単位の設立を申請する組織は、法人資格証明も提出すべきである。

第十一条 本規定第五条第一款第（一）項、第（二）項の規定するインターネットニュース情報サービス単位の設立を申請するには、中央の報道単位は國務院新聞弁公室へ申請を提出すべきである。省、自治区、直轄市直属の報道単位と省、自治区人民政府所在地の市直属新聞単位および非報道単位は所在地の省、自治区、直轄市人民政府の新聞弁公室を通じて國務院新聞弁公室へ申請を提出すべきである。

省、自治区、直轄市人民政府の新聞弁公室を通じて申請が提出されたものには、省、自治区、直轄市人民政府の新聞弁公室は申請を受け取った日から20日以内に実地調査を行い、初歩的審査意見を國務院新聞弁公室に報告すべきである。國務院新聞弁公室は初歩的審査意見を受け取った日から40日以内に決定を下すべきである。國務院新聞弁公室に申請が提出されたものには、國務院新聞弁公室は申請を受け取った日から40日以内に実地調査を行い、決定を下すべきである。承認されたものには、インターネットニュース情報サービス許可証を発行する。承認されないものには、書面で申請人に通知、理由も説明すべきである。

第十二条 本規定第五条第一款第（三）項の規定するインターネットニュース情報サービス単位で、中央の報道単位によって設立されたものであれば、インターネットニュース情報サービスに従事した日より一ヶ月以内に国务院新聞弁公室に届出を行うべきである。他の報道単位によって設立されたものであれば、インターネットニュース情報サービスに従事した日から一ヶ月以内に所在地の省、自治区、直轄市人民政府新聞弁公室に届出を行うべきである。

届出を行うときには、届出登記表に記入するとともに、インターネットニュース情報サービス管理規則制度と報道単位資質証明を提出すべきである。

第十三条 インターネットニュース情報サービス単位は本規定に従って設立されたあと、インターネット情報サービス管理に関する行政法規に従って電信主管部門に関係手続を行うべきである。

第十四条 本規定第五条第一款第（一）項、第（二）項の規定するインターネットニュース情報サービス単位が名称、住所、法定代表者あるいは主要責任者、株式構成、サービス項目、ウェブサイトアドレス等の事項を変更するには、国务院新聞弁公室にインターネットニュース情報サービス許可証の変更発行の申請をすべきである。電信管理の関係規定に基づいて、電信主管部門の承認を必要とする、あるいは電信主管部門による許可証あるいは届出変更手続が必要なものは、関係規定にあわせて処理すべきである。

本規定第五条第一款第（三）項の規定するインターネットニュース情報サービス単位が名称、住所、法定代表者あるいは主要責任者、株式構成、サービス項目、ウェブサイトアドレス等の事項を変更するには、届出した機関に再び届出を行うべきである。しかし、株式構成変更後、報道単位が有する株式が51%を下回るものは、本規定にあわせて許可手続を取り扱うべきである。電信管理の関係規定に基づいて、電信主管部門の承認を必要とする、あるいは電信主管部門による許可証あるいは届出変更手続が必要なものは、関係規定にあわせて処理すべきである。

第三章 インターネットニュース情報サービス規範

第十五条 インターネットニュース情報サービス単位は審査承認されたサービス項目に従って、インターネットニュース情報サービスを提供すべきである。

第十六条 本規定第五条第一款第（一）項、第（二）項の規定するインターネットニュース情報サービス単位がニュース情報を転載し、あるいは公衆に時事政治類の記事情報を流す時には、中央の報道単位あるいは省、自治区、直轄市直属の報道単位によって発表されたニュース情報を転載すべきとともに、ニュースソースを明らかにすべきであり、もとのニュース情報の内容を歪曲してはならない。

本規定第五条第一款第（一）項、第（二）項の規定するインターネットニュース情報サービス単位が、自分で編集したニュース情報を掲載してはならない。

第十七条 本規定第五条第一款第（一）項、第（二）項の規定するインターネットニュース情報サービス単位がニュース情報を転載するには、中央の報道単位あるいは省、自治区、直轄市直属の報道単位と書面による取り決めに調印すべきである。中央の報道単位が設立したインターネットニュース情報サービス単位は、この取り決めの副本を國務院新聞弁公室に報告、届出すべきである。

中央の報道単位あるいは省、自治区、直轄市直属の報道単位が前款の規定する取り決めに調印する時、相手方のインターネットニュース情報サービス許可証を確認すべきであり、インターネットニュース情報サービス許可証のない単位にニュース情報を提供してはならない。

第十八条 中央の報道単位が本規定の第五条第一款第（二）項の規定するインターネットニュース情報サービス単位と、原稿提供以外のインターネットニュース業務合作を繰り広げるには、合作業務を繰り広げる 10 日前に、國務院新聞弁公室に報告すべきである；その他の報道単位が本規定の第五条第一款第（二）項の規定するインターネットニュース情報サービス単位と、原稿提供以外のインターネットニュース業務合作を繰り広げるには、合作業務を繰り広げる 10 日前に、所在地の省、自治区、直轄市の人民政府新聞弁公室に報告すべきである。

第十九条 インターネットニュース情報サービス単位が掲載、流すニュース情報および提供する時事政治類の電子掲示板サービスには、下記の内容を含んではならない：

- （一）憲法が確定したところの基本原則に違反するもの。
- （二）国家の安全に危害を与える、国家秘密を漏洩する、国家政権を転覆する、国家の統一を破壊するもの。
- （三）国家の榮譽と利益を損うもの。
- （四）民族敵視、民族差別を煽動し、民族団結を破壊するもの。
- （五）国家の宗教政策を破壊し、邪教と封建迷信を宣揚するもの。
- （六）デマを散布し、社会秩序を乱し、社会の安定を破壊するもの。
- （七）猥褻、色情、賭博、暴力、殺人、恐怖を散布あるいは犯罪を教唆するもの。
- （八）他人を侮辱、誹謗あるいは他人の合法的權益を侵害するもの。
- （九）不法な集会、結社、デモ、示威を煽動し、民衆を集めて社会秩序を乱すもの。
- （十）不法な民間組織の名によって活動を行うもの。
- （十一）法律、行政法規が禁止するその他の内容を含むもの。

第二十条 インターネットニュース情報サービス単位はニュース情報内容管理責任制度を打ち立てるべきである。本規定第三条第一款、第十九条の規定する内容に違反した内容を含むニュース情報を掲載、流してはならない。提供する時事政治類の電子掲示板サービスの中で本規定第三条、第十九条の規定する内容に違反したものを発見したならば、直ちにそれを削除し、関係記録を保存するとともに、関係部門が法律に従って問い合わせをしてきたときには、それを提供すべきである。

第二十一条 インターネットニュース情報サービス単位は掲載、流したニュース情報内容および

その時間、ウェブアドレスを記録し、その記録バックアップは少なくとも 60 日間保存するとともに、関係部門が法律に従って問い合わせをしてきたときには、それを提供すべきである。

第四章 監督管理

第二十二條 國務院新聞弁公室と省、自治区、直轄市の人民政府新聞弁公室は法律によって、インターネットニュース情報サービス単位に対し監督検査を行うが、関係単位、個人はこれに協力すべきである。

國務院新聞弁公室と省、自治区、直轄市の人民政府新聞弁公室の職員は法律によって実地検査を行うとき法律執行証明書を提示すべきである。

第二十三條 國務院新聞弁公室と省、自治区、直轄市の人民政府新聞弁公室はインターネットニュース情報サービス単位に監督検査を行うべきであり、インターネットニュース情報サービス単位が掲載、流したニュース情報あるいは提供した時事政治類電子公告サービスの中で、本規定の第三条第一款、第十九條の規定に違反した内容を含むことを発見したら、その削除を通知すべきである。インターネットニュース情報サービス単位は直ちに削除し、関係記録を保存するとともに、関係部門が法律に従って問い合わせをしてきたときは、それを提供すべきである。

第二十四條 本規定第五条第一款第（一）項、第（二）項の規定するインターネットニュース情報サービス単位で、中央の報道単位によって設立されたものは、毎年規定された期間内に國務院新聞弁公室に年度業務報告を提出すべきである。その他の報道単位あるいは非報道単位によって設立されたものは、毎年規定された期間内に所在地の省、自治区、直轄市人民政府の新聞弁公室を通じて國務院新聞弁公室に年度業務報告を提出すべきである。

國務院新聞弁公室は報告状況に基づいて、インターネットニュース情報サービス単位の管理制度、人員資質、サービス内容等に対し検査を行うことができる。

第二十五條 インターネットニュース情報サービス単位は公衆の監督を受け入れるべきである。

國務院新聞弁公室は摘発ウェブサイトアドレス、電話を公表し、公衆の摘発を受け入れるとともに法律に従って処理すべきである。その他の部門の職責範囲に属する摘発については、関係部門に処理を委ねるべきである。

第五章 法律責任

第二十六條 本規定第五条第二款の規定に違反し、勝手にインターネットニュース情報サービスに従事する、あるいは本規定第十五條の規定に違反し、審査承認したサービス項目を超えてインターネットニュース情報サービスに従事したものは、國務院新聞弁公室あるいは省、自治区、直轄市人民政府の新聞弁公室によってそれぞれの職権に基づいて違法活動を停止するよう命じられるとともに、1 万元以上 3 万元以下の罰金に処する。情状が重大なものには、電信主管部門によって国

務院新聞弁公室あるいは省、自治区、直轄市人民政府の新聞弁公室の書面認定意見に基づいて、インターネットニュース情報サービス管理に関する行政法規の規定にあわせてそのインターネットニュース情報サービスを停止、あるいはインターネット接続サービス者に接続サービスを停止するよう命じられる。

第二十七条 インターネットニュース情報サービス単位の掲載、流すニュース情報に本規定第十九条の禁止内容が含まれる、あるいは削除の義務の履行を拒否したものは、國務院新聞弁公室あるいは省、自治区、直轄市人民政府の新聞弁公室によって警告が与えられるとともに、1万元以上3万元以下の罰金に処することができる。情状が重大なものには、電信主管部門によって國務院新聞弁公室あるいは省、自治区、直轄市人民政府の新聞弁公室の書面認定意見に基づいて、インターネットニュース情報サービス管理に関する行政法規の規定にあわせてそのインターネットニュース情報サービスを停止、あるいはインターネット接続サービス者に接続サービスを停止するよう命じられる。

インターネットニュース情報サービス単位の掲載、流すニュース情報が本規定第三条第一款の規定に違反した内容を含むものは、國務院新聞弁公室あるいは省、自治区、直轄市人民政府の新聞弁公室によってそれぞれの職権に基づいて、前款の規定処罰の種類、度合にあわせて処罰が行われる。

第二十八条 本規定の第十六条の規定に違反し、出処が非合法的なニュース情報を掲載し、自ら取材編集したニュース情報を掲載あるいはもとのニュース情報内容を歪曲したものは、國務院新聞弁公室あるいは省、自治区、直轄市人民政府の新聞弁公室によってそれぞれの職権に基づいて善処が命じられ、警告が与えられるとともに5000元以上、3万元以下の罰金に処する。

本規定の第十六条の規定に違反し、出処を明記しなかったものは、國務院新聞弁公室あるいは省、自治区、直轄市人民政府の新聞弁公室によってそれぞれの職権に基づいて善処が命じられ、警告が与えられるとともに5000元以上、2万元以下の罰金に処することができる。

第二十九条 本規定に違反し、下記の行為の一つがある場合は、國務院新聞弁公室あるいは省、自治区、直轄市人民政府の新聞弁公室によってそれぞれの職権に基づいて、善処が命じられ、警告が与えられるとともに、3万元以下の罰金に処することができる。

- (一) 届出義務を履行しないもの。
- (二) 報告義務を履行しないもの。
- (三) 記録、記録バックアップの保存あるいはその提供義務を履行しないもの。

第三十条 本規定第十七条第二款の規定に違反し、インターネットニュース情報サービス許可証のない単位にニュース情報を提供したものは、責任を負う主管要員とその他の直接責任を負う要員に対し、法律に基づいて行政処分が行われる。

第三十一条 國務院新聞弁公室と省、自治区、直轄市人民政府の新聞弁公室および電信主管部門

の職員で職務を怠ったり、職権を濫用したり、私腹を肥やしたりして、重大な結果をもたらしたもので、犯罪を構成するものは、法律に基づいて刑事責任が追究される。犯罪を構成しないものは、責任を負う主管要員とその他の直接責任を負う要員に対し、法律に基づいて行政処分が行われる。

第六章 附則

第三十二条 本規定のいうところの報道単位とは、法律に基づいて設立された新聞社、ラジオ局、テレビ局と通信社を指す。その中で、中央の報道単位には中央の国家機関の各部門が設立した報道単位を含む。

第三十三条 本規定は公布の日より施行する。

翻訳：張恵嫻、常珈銘（整理）、邢佳

(中国語原文)

《互联网新闻信息服务管理规定》现予公布，自公布之日起施行。

国务院新闻办公室主任 蔡武
信息产业部 王旭东
二〇〇五年九月二十五日

互联网新闻信息服务管理规定

第一章 总 则

第一条 为了规范互联网新闻信息服务，满足公众对互联网新闻信息的需求，维护国家安全和公共利益，保护互联网新闻信息服务单位的合法权益，促进互联网新闻信息服务健康、有序发展，制定本规定。

第二条 在中华人民共和国境内从事互联网新闻信息服务，应当遵守本规定。

本规定所称新闻信息，是指时政类新闻信息，包括有关政治、经济、军事、外交等社会公共事务的报道、评论，以及有关社会突发事件的报道、评论。

本规定所称互联网新闻信息服务，包括通过互联网登载新闻信息、提供时政类电子公告服务和向公众发送时政类通讯信息。

第三条 互联网新闻信息服务单位从事互联网新闻信息服务，应当遵守宪法、法律和法规，坚持为人民服务、为社会主义服务的方向，坚持正确的舆论导向，维护国家利益和公共利益。

国家鼓励互联网新闻信息服务单位传播有益于提高民族素质、推动经济发展、促进社会进步的健

康、文明的新闻信息。

第四条 国务院新闻办公室主管全国的互联网新闻信息服务监督管理工作。省、自治区、直辖市人民政府新闻办公室负责本行政区域内的互联网新闻信息服务监督管理工作。

第二章 互联网新闻信息服务单位的设立

第五条 互联网新闻信息服务单位分为以下三类：

(一) 新闻单位设立的登载超出本单位已刊登播发的新闻信息、提供时政类电子公告服务、向公众发送时政类通讯信息的互联网新闻信息服务单位；

(二) 非新闻单位设立的转载新闻信息、提供时政类电子公告服务、向公众发送时政类通讯信息的互联网新闻信息服务单位；

(三) 新闻单位设立的登载本单位已刊登播发的新闻信息的互联网新闻信息服务单位。

根据《国务院对确需保留的行政审批项目设定行政许可的决定》和有关行政法规，设立前款第(一)项、第(二)项规定的互联网新闻信息服务单位，应当经国务院新闻办公室审批。

设立本条第一款第(三)项规定的互联网新闻信息服务单位，应当向国务院新闻办公室或者省、自治区、直辖市人民政府新闻办公室备案。

第六条 新闻单位与非新闻单位合作设立互联网新闻信息服务单位，新闻单位拥有的股权不低于51%的，视为新闻单位设立互联网新闻信息服务单位；新闻单位拥有的股权低于51%的，视为非新闻单位设立互联网新闻信息服务单位。

第七条 设立本规定第五条第一款第(一)项规定的互联网新闻信息服务单位，应当具备下列条件：

(一) 有健全的互联网新闻信息服务管理规章制度；

(二) 有5名以上在新闻单位从事新闻工作3年以上的专职新闻编辑人员；

(三) 有必要的场所、设备和资金，资金来源应当合法。

可以申请设立前款规定的互联网新闻信息服务单位的机构，应当是中央新闻单位，省、自治区、直辖市直属新闻单位，以及省、自治区人民政府所在地的市直属新闻单位。

审批设立本条第一款规定的互联网新闻信息服务单位，除应当依照本条规定条件外，还应当符合国务院新闻办公室关于互联网新闻信息服务行业发展的总量、结构、布局的要求。

第八条 设立本规定第五条第一款第(二)项规定的互联网新闻信息服务单位，除应当具备本规定第七条第一款第(一)项、第(三)项规定条件外，还应当有10名以上专职新闻编辑人员；其中，在新闻单位从事新闻工作3年以上的新闻编辑人员不少于5名。

可以申请设立前款规定的互联网新闻信息服务单位的组织，应当是依法设立2年以上的从事互联网信息服务的法人，并在最近2年内没有因违反有关互联网信息服务管理的法律、法规、规章的规定受到行政处罚；申请组织为企业法人的，注册资本应当不低于1000万元人民币。

审批设立本条第一款规定的互联网新闻信息服务单位，除应当依照本条规定条件外，还应当符合国务院新闻办公室关于互联网新闻信息服务行业发展的总量、结构、布局的要求。

第九条 任何组织不得设立中外合资经营、中外合作经营和外资经营的互联网新闻信息服务单位。

互联网新闻信息服务单位与境内外中外合资经营、中外合作经营和外资经营的企业进行涉及互联网

新闻信息服务业务的合作，应当报经国务院新闻办公室进行安全评估。

第十条 申请设立本规定第五条第一款第（一）项、第（二）项规定的互联网新闻信息服务单位，应当填写申请登记表，并提交下列材料：

- （一）互联网新闻信息服务管理规章制度；
- （二）场所的产权证明或者使用权证明和资金的来源、数额证明；
- （三）新闻编辑人员的从业资格证明。

申请设立本规定第五条第一款第（一）项规定的互联网新闻信息服务单位的机构，还应当提交新闻单位资质证明；申请设立本规定第五条第一款第（二）项规定的互联网新闻信息服务单位的组织，还应当提交法人资格证明。

第十一条 申请设立本规定第五条第一款第（一）项、第（二）项规定的互联网新闻信息服务单位，中央新闻单位应当向国务院新闻办公室提出申请；省、自治区、直辖市直属新闻单位和省、自治区人民政府所在地的市直属新闻单位以及非新闻单位应当通过所在地省、自治区、直辖市人民政府新闻办公室向国务院新闻办公室提出申请。

通过省、自治区、直辖市人民政府新闻办公室提出申请的，省、自治区、直辖市人民政府新闻办公室应当自收到申请之日起 20 日内进行实地检查，提出初审意见报国务院新闻办公室；国务院新闻办公室应当自收到初审意见之日起 40 日内作出决定。向国务院新闻办公室提出申请的，国务院新闻办公室应当自收到申请之日起 40 日内进行实地检查，作出决定。批准的，发给互联网新闻信息服务许可证；不批准的，应当书面通知申请人并说明理由。

第十二条 本规定第五条第一款第（三）项规定的互联网新闻信息服务单位，属于中央新闻单位设立的，应当自从事互联网新闻信息服务之日起 1 个月内向国务院新闻办公室备案；属于其他新闻单位设立的，应当自从事互联网新闻信息服务之日起 1 个月内向所在地省、自治区、直辖市人民政府新闻办公室备案。

办理备案时，应当填写备案登记表，并提交互联网新闻信息服务管理规章制度和新闻单位资质证明。

第十三条 互联网新闻信息服务单位依照本规定设立后，应当依照有关互联网信息服务管理的行政法规向电信主管部门办理有关手续。

第十四条 本规定第五条第一款第（一）项、第（二）项规定的互联网新闻信息服务单位变更名称、住所、法定代表人或者主要负责人、股权构成、服务项目、网站网址等事项的，应当向国务院新闻办公室申请换发互联网新闻信息服务许可证。根据电信管理的有关规定，需报电信主管部门批准或者需要电信主管部门办理许可证或者备案变更手续的，依照有关规定办理。

本规定第五条第一款第（三）项规定的互联网新闻信息服务单位变更名称、住所、法定代表人或者主要负责人、股权构成、网站网址等事项的，应当向原备案机关重新备案；但是，股权构成变更后，新闻单位拥有的股权低于 51% 的，应当依照本规定办理许可手续。根据电信管理的有关规定，需报电信主管部门批准或者需要电信主管部门办理许可证或者备案变更手续的，依照有关规定办理。

第三章 互联网新闻信息服务规范

第十五条 互联网新闻信息服务单位应当按照核定的服务项目提供互联网新闻信息服务。

第十六条 本规定第五条第一款第（一）项、第（二）项规定的互联网新闻信息服务单位，转载新闻信息或者向公众发送时政类通讯信息，应当转载、发送中央新闻单位或者省、自治区、直辖市直属新闻单位发布的新闻信息，并应当注明新闻信息来源，不得歪曲原新闻信息的内容。

本规定第五条第一款第（二）项规定的互联网新闻信息服务单位，不得登载自行采编的新闻信息。

第十七条 本规定第五条第一款第（一）项、第（二）项规定的互联网新闻信息服务单位转载新闻信息，应当与中央新闻单位或者省、自治区、直辖市直属新闻单位签订书面协议。中央新闻单位设立的互联网新闻信息服务单位，应当将协议副本报国务院新闻办公室备案；其他互联网新闻信息服务单位，应当将协议副本报所在地省、自治区、直辖市人民政府新闻办公室备案。

中央新闻单位或者省、自治区、直辖市直属新闻单位签订前款规定的协议，应当核验对方的互联网新闻信息服务许可证，不得向没有互联网新闻信息服务许可证的单位提供新闻信息。

第十八条 中央新闻单位与本规定第五条第一款第（二）项规定的互联网新闻信息服务单位开展除供稿之外的互联网新闻业务合作，应当在开展合作业务 10 日前向国务院新闻办公室报告；其他新闻单位与本规定第五条第一款第（二）项规定的互联网新闻信息服务单位开展除供稿之外的互联网新闻业务合作，应当在开展合作业务 10 日前向所在地省、自治区、直辖市人民政府新闻办公室报告。

第十九条 互联网新闻信息服务单位登载、发送的新闻信息或者提供的时政类电子公告服务，不得含有下列内容：

- （一）违反宪法确定的基本原则的；
- （二）危害国家安全，泄露国家秘密，颠覆国家政权，破坏国家统一的；
- （三）损害国家荣誉和利益的；
- （四）煽动民族仇恨、民族歧视，破坏民族团结的；
- （五）破坏国家宗教政策，宣扬邪教和封建迷信的；
- （六）散布谣言，扰乱社会秩序，破坏社会稳定的；
- （七）散布淫秽、色情、赌博、暴力、恐怖或者教唆犯罪的；
- （八）侮辱或者诽谤他人，侵害他人合法权益的；
- （九）煽动非法集会、结社、游行、示威、聚众扰乱社会秩序的；
- （十）以非法民间组织名义活动的；
- （十一）含有法律、行政法规禁止的其他内容的。

第二十条 互联网新闻信息服务单位应当建立新闻信息内容管理责任制度。不得登载、发送含有违反本规定第三条第一款、第十九条规定内容的新闻信息；发现提供的时政类电子公告服务中含有违反本规定第三条第一款、第十九条规定内容的，应当立即删除，保存有关记录，并在有关部门依法查询时予以提供。

第二十一条 互联网新闻信息服务单位应当记录所登载、发送的新闻信息内容及其时间、互联网地址，记录备份应当至少保存 60 日，并在有关部门依法查询时予以提供。

第四章 监督管理

第二十二条 国务院新闻办公室和省、自治区、直辖市人民政府新闻办公室，依法对互联网新闻信息服务单位进行监督检查，有关单位、个人应当予以配合。

国务院新闻办公室和省、自治区、直辖市人民政府新闻办公室的工作人员依法进行实地检查时，应当出示执法证件。

第二十三条 国务院新闻办公室和省、自治区、直辖市人民政府新闻办公室，应当对互联网新闻信息服务进行监督；发现互联网新闻信息服务单位登载、发送的新闻信息或者提供的时政类电子公告服务中含有违反本规定第三条第一款、第十九条规定内容的，应当通知其删除。互联网新闻信息服务单位应当立即删除，保存有关记录，并在有关部门依法查询时予以提供。

第二十四条 本规定第五条第一款第（一）项、第（二）项规定的互联网新闻信息服务单位，属于中央新闻单位设立的，应当每年在规定期限内向国务院新闻办公室提交年度业务报告；属于其他新闻单位或者非新闻单位设立的，应当每年在规定期限内通过所在地省、自治区、直辖市人民政府新闻办公室向国务院新闻办公室提交年度业务报告。

国务院新闻办公室根据报告情况，可以对互联网新闻信息服务单位的管理制度、人员资质、服务内容等进行检查。

第二十五条 互联网新闻信息服务单位应当接受公众监督。

国务院新闻办公室应当公布举报网站网址、电话，接受公众举报并依法处理；属于其他部门职责范围的举报，应当移交有关部门处理。

第五章 法律责任

第二十六条 违反本规定第五条第二款规定，擅自从事互联网新闻信息服务，或者违反本规定第十五条规定，超出核定的服务项目从事互联网新闻信息服务的，由国务院新闻办公室或者省、自治区、直辖市人民政府新闻办公室依据各自职权责令停止违法活动，并处1万元以上3万元以下的罚款；情节严重的，由电信主管部门根据国务院新闻办公室或者省、自治区、直辖市人民政府新闻办公室的书面认定意见，按照有关互联网信息服务管理的行政法规的规定停止其互联网信息服务或者责令互联网接入服务者停止接入服务。

第二十七条 互联网新闻信息服务单位登载、发送的新闻信息含有本规定第十九条禁止内容，或者拒不履行删除义务的，由国务院新闻办公室或者省、自治区、直辖市人民政府新闻办公室给予警告，可以并处1万元以上3万元以下的罚款；情节严重的，由电信主管部门根据有关主管部门的书面认定意见，按照有关互联网信息服务管理的行政法规的规定停止其互联网信息服务或者责令互联网接入服务者停止接入服务。

互联网新闻信息服务单位登载、发送的新闻信息含有违反本规定第三条第一款规定内容的，由国务院新闻办公室或者省、自治区、直辖市人民政府新闻办公室依据各自职权依照前款规定的处罚种类、幅度予以处罚。

第二十八条 违反本规定第十六条规定，转载来源不合法的新闻信息、登载自行采编的新闻信息或者歪曲原新闻信息内容的，由国务院新闻办公室或者省、自治区、直辖市人民政府新闻办公室依据各自职权责令改正，给予警告，并处5000元以上3万元以下的罚款。

违反本规定第十六条规定，未注明新闻信息来源的，由国务院新闻办公室或者省、自治区、直辖市人民政府新闻办公室依据各自职权责令改正，给予警告，可以并处5000元以上2万元以下的罚款。

第二十九条 违反本规定有下列行为之一的，由国务院新闻办公室或者省、自治区、直辖市人民政

府新闻办公室依据各自职权责令改正，给予警告，可以并处 3 万元以下的罚款：

- （一）未履行备案义务的；
- （二）未履行报告义务的；
- （三）未履行记录、记录备份保存或者提供义务的。

第三十条 违反本规定第十七条第二款规定，向没有互联网新闻信息服务许可证的单位提供新闻信息的，对负有责任的主管人员和其他直接责任人员依法给予行政处分。

第三十一条 国务院新闻办公室和省、自治区、直辖市人民政府新闻办公室以及电信主管部门的工作人员，玩忽职守、滥用职权、徇私舞弊，造成严重后果，构成犯罪的，依法追究刑事责任；尚不构成犯罪的，对负有责任的主管人员和其他直接责任人员依法给予行政处分。

第六章 附 则

第三十二条 本规定所称新闻单位是指依法设立的报社、广播电台、电视台和通讯社；其中，中央新闻单位包括中央国家机关各部门设立的新闻单位。

第三十三条 本规定自公布之日起施行。

（『ジャーナリズム&メディア』第9号 2016.3「中国におけるオンラインニュース規定」 pp.210-228 から転載）